

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 33 回食品表示部会

日時 : 2005 年 5 月 9 日 (月) ~ 5 月 13 日 (金)

場所 : コタ・キナバル (マレーシア)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案 : 表 3 及び表 4 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案 : 表 1 (チリ硝石) (ステップ 4)
c)	付属書 2 への資材追加の手順に関する検討
5.	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案 : 表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の修正原案 : 原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7.	原産国表示に関する検討
8.	広告に関する討議資料
9.	トランス脂肪酸の定義に関する検討
10.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2005 年 5 月 7 日 (土) に「原材料の量に関する表示の特別作業部会」が開催された。

- ・ EC、カナダから、②をオプションとする対案（カナダの提案は、事業者によるボランティアな表示）が示されたものの、コンセンサスが得られなかったため、カナダ主宰の電子メールによるWGを作ってテキストの修正案を作成することとなり、ステップ3のまま留め置かれた。

議題6 包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示(QUID)

(1) 経緯

1985年に制定された「包装食品の表示に関する一般規格」の中で、「特色のある原材料を特別に強調する場合は、使用した当該原材料の重量割合を表示しなければならない」旨規定されている。この規定を拡大する必要があるとして、2001年から改正のための検討が開始され、現在ステップ3にある。

(2) 会議結果のポイント

- ・ 本会議に先立ち、事前にWGが開催され、詳細な議論が行われた。
- ・ 本会議でも逐条ごとの検討が行われ、テキストの修正が行われた上で、ステップ5に上げることになった（別紙1参照）。

議題7 原産国表示に関する検討

(1) 経緯

1985年に制定された「包装食品の表示に関する一般規格」の中で、「原産国が表示されないと消費者に誤認を与えるおそれがある場合には表示しなければならない」旨規定されている。この規定の改正作業を始める必要があるかどうか、2001年から議論が開始され、2004年には改正作業は不要との結論がでたものの、委員会において改正を求める声があったため、今回の会議において「現行規定で十分であるか」、「現行規定の解釈に困難はあるか」について議論することとなった。

(2) 会議結果のポイント

- ・ EC諸国とスイス、ノルウェー、韓国が改正を求めたものの、途上国をはじめその他の多くの国が、現行規定で十分であり改正不要との立場を示した。我が国からは、現行規定には各国の解釈に委ねている部分があり、各国の取組みには差異があることを具体的に紹介した上で、各国の解釈が妨げられないのであれば、現行規定のままでも問題は生じない旨発言した。
- ・ 検討の結果、原産国規定の改正作業は中止されることとなった。

—以上—

原材料の量に関する表示 一般規格の修正案 テキスト新旧対照表 (仮訳)

※ 太字が 33 回表示部会による修正点

33 回テキスト原案 (ALINORM 04/27/22 APPENDIX VII) (ステップ3)		33 回会議後修正テキスト (ALINORM05/28/22 APPENDIX II) (ステップ5)	
5.1	原材料の量に関する表示	5.1	原材料の量に関する表示
	混合物又は組み合わせで販売されるすべての食品には、以下の原材料（複合原材料の原材料を含む）について、重量による使用割合を明記しなければならない。		混合物又は組み合わせで販売されるすべての食品には、以下の原材料（複合原材料の原材料や原材料の カテゴリー ¹⁾ を含む）について、重量又は必要に応じ 容量 により、 食品製造時における使用割合を明記しなければならない。
	(a) 用語や写真、絵によってラベル上で強調されているもの；又は	(a)	用語、写真、絵又は 図柄 によってラベル上に 存在し、強調 されているもの；又は
	(b) [食品の特徴付けにとって必須なもの；又は	(b)	食品の特徴付けにとって 必須であって、混乱を招くおそれのある他の食品と区別するために必須なもの；又は
	(c) 混乱を招くおそれのある他の食品と区別するために必須なもの；又は]	(c)	[食品の名称に含まれているもの／強調されているもの(国の機関によって不必要とされたものを除く)] ；又は
5.1.1	(d) 食品の一般名称又は貿易上の名称に含まれているもの；又は	5.1.1	(d) [消費者の健康の増進や誤認を防ぐために国の機関が明記することが必要であるとみなすもの]
	(e) [消費者の健康の増進や誤認を防ぐために国の機関が明記することが必要であるとみなすもの]	(e)	[果実、野菜、穀物又は添加された糖類について明示又は暗示するもの]
	(f) [果実、野菜、穀物又は添加された糖類について明示又は暗示するもの]		ただし、以下の場合は明記する必要はない。
	ただし、以下の場合は明記する必要はない。	(f)	最終製品に重量で占める割合が [2% / 5%] 以下の原材料であり、香り付け用として使用される場合；又は
	(g) [最終製品に重量で占める割合が 2% 以下の原材料であり、香り付け用として使用される場合；又は]	(g)	コーデックスにおける特定の食品規格が、上記要件に一致しない場合
	(h) 最終製品に重量で占める割合が [2%] 以下の原材料であり、原材料の量と栄養上又は健康上の効果を消費者が合理的に関連付けて考えるおそれがない場合；又は		
	(i) コーデックスにおける特定の食品規格が、上記要件に一致しない場合		
5.1.2	5.1.1 で求められる情報は、[最も近接するパーセント単位をもって、] 製品のラベルに明記しなければならない。		5.1.1 で求められる情報は、 パーセント単位 をもって、製品のラベルに明記しなければならない。
	(a) [原材料の多さを強調する場合は、最低パーセンテージ；又は		原材料の重量又は必要に応じ 容量 に占める使用割合は、特定の原材料を強調している用語、写真、絵又は 図柄 に近接した場所、食品の 名称 の隣、又は原材料リストに記載されている原材料に付随して、 パーセンテージの概数 でラベルに表示しなければならない。
	(b) 原材料の少なさを強調する場合は、最大パーセンテージ；又は]	5.1.2	加熱又は加工後に水分が失われた食品については、その量は最終製品に関連して使用した原材料の量に相当するものとする。また、その量はパーセンテージで記載しなければならない。しかし、記載されている原材料の合計量が 100% を超える場合には、そのパーセンテージは最終製品 100 g に用いられた原材料の重量に置き換えなければならない。
	(c) 他の場合は、パーセンテージの概数		
	又は		
	加熱又は加工後に水分が失われた食品については、その量は最終製品に関連して使用した原材料の量に相当するものとする。また、その量はパーセンテージで記載しなければならない。しかし、記載されている原材料の合計量が 100% を超える場合には、そのパーセンテージは最終製品 100 g に用いられた原材料の重量に置き換えなければならない。		

1) 「原材料のカテゴリー」の解説：原材料の量に関する表示の目的において、「原材料のカテゴリー (category of ingredients)」とは、原材料の分類名 (class name) に関連した包括的名称及び／又は食品の名称として用いられる同様の一般的用語全般を意味する。

(参考) 今後の対応

議題5 遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示

テキスト修正に当たり、以下の事項についてどう考えるか。

- メソッド・オブ・プロダクション（2②）については、食品の安全とは関係ないため、食品安全の問題ではないので、義務表示の対象とすべきではないという主張をどう考えるか。
- メソッド・オブ・プロダクションの義務表示を輸入国の選択制（オプション）とすることについてどう考えるか。さらに、義務表示ではなく、任意表示とすることについてどう考えるか。
- 執行委員会の勧告に対してどのように考えるか。（特に、テキストの修正（reorganize）を行ってもコンセンサスが得られなかった場合）

(参考資料)

Procedural Manual (14th edition)

CODEX COMMITTEE ON FOOD LABELLING

Host Government: Canada

Terms of reference:

- (a) to draft provisions on labelling applicable to all foods;
- (b) to consider, amend if necessary, and endorse draft specific provisions on labeling prepared by the Codex Committees drafting standards, codes of practice and guidelines;
- (c) to study specific labelling problems assigned to it by the Commission;
- (d) to study problems associated with the advertisement of food with particular reference to claims and misleading descriptions.

FOOD LABELLING COMPLETE TEXTS (revised 2001)

- Codex General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985 (Rev. 1-1991))
- Codex General Standard for the Labelling of Food Additives when sold as such (CODEX STAN 107-1981)
- General Standard for the Labelling of and Claims for Prepackaged Foods for Special Dietary Uses (CODEX STAN 146-1985)
- Codex General Guidelines on Claims (CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991))
- Codex Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL 2-1985 (Rev. 1 – 1993))
- Guidelines for Use of Nutrition Claims (CAC/GL 23-1997)
- General Guidelines for Use of the Term “HALAL” (CAC/GL 24-1997)

CODEX GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PREPACKAGED FOODS *CODEX STAN 1-1985 (Rev. 1-1991)*

1. SCOPE

This standard applies to the labelling of all prepackaged foods to be offered as such to the consumer or for catering purposes and to certain aspects relating to the presentation thereof.

2. DEFINITION OF TERMS

For the purpose of this standard:

“**Prepackaged**” means packaged or made up in advance in a container, ready for offer to the consumer, or for catering purposes.

“**Foods for Catering Purposes**” means those foods for use in restaurants, canteens, schools, hospitals and similar institutions where food is offered for immediate consumption.

4. MANDATORY LABELLING OF PREPACKAGED FOODS

4.5 COUNTRY OF ORIGIN

4.5.1 The country of origin of the food shall be declared if its omission would mislead or deceive the consumer.

4.5.2 When a food undergoes processing in a second country which changes its nature, the country in which the processing is performed shall be considered to be the country of origin for the purposes of labelling.

5. ADDITIONAL MANDATORY REQUIREMENTS

5.1 QUANTITATIVE LABELLING OF INGREDIENTS

5.1.1 Where the labelling of a food places special emphasis on the presence of one or more valuable and/or characterizing ingredients, or where the description of the food has the same effect, the ingoing percentage of the ingredient (m/m) at the time of manufacture shall be declared.

5.1.2 Similarly, where the labelling of a food places special emphasis on the low content of one or more ingredients, the percentage of the ingredient (m/m) in the final product shall be declared.

5.1.3 A reference in the name of a food to a particular ingredient shall not of itself constitute the placing of special emphasis. A reference in the labelling of a food to an ingredient used in a small quantity and only as a flavouring shall not of itself constitute the placing of special emphasis.

第 5 5 回執行委員会（2005 年 2 月）議事録（抄）

**CRITICAL REVIEW OF PROPOSALS FOR NEW WORK AND MONITORING
PROGRESS OF STANDARDS DEVELOPMENT (Agenda Item 3)**

36. Several Members pointed out that the Committee on Food Labelling had been discussing the labelling of foods derived from biotechnology for many sessions without any progress and recommended that the CCFL consider suspending discussion for a period of time or discontinuing work if it could not solve the issue.

41. The Executive Committee agreed to give a general recommendation to Codex Committees to make all efforts to achieve progress on controversial issues, and, **if progress was slow or consensus was unlikely to be reached, to consider the following options: redefining or narrowing the scope of the text, concentrating on the areas where consensus could be reached; suspending consideration of the issue for a period of time; or discontinuing the work.**

第 4 3 回執行委員会（1996 年 6 月）議事録（抄）

Codex Committee on Food Labelling

27. The Executive Committee did not accept the view that standards directed to ensuring fair practices in the food trade in areas other than the protection of consumers' health were excluded from the Commission's mandate, although all work should be guided by the four Statements of Principle.

29. the Executive Committee stressed that the Four Statements of Principle should be closely adhered to. **It noted the opinion claiming that while consumers may claim the right to know whether or not foods had been prepared by such means, it also noted that the claimed right to know was ill-defined and variable and in this respect could not be used by Codex as the primary basis of decision-making on appropriate labelling.**